

第 18 消防用水

消防用水に関する基準は、政令第 27 条及び条例第 48 条によるほか、次に定めるところによること。

1 地盤面下 4.5m 以内の部分に設ける消防用水で吸管投入孔を設けるもの

- (1) 吸管投入孔の大きさ、個数は以下によること。◆
 - ア 吸管投入孔の大きさは、一辺が 0.6m 以上の長方形又は正方形並びに直径 0.6m 以上の円形とし、所要水量が 80 m³未満のものにあつては 1 個以上、80 m³以上のものにあつては 2 個以上を設けること。
 - イ 吸管投入孔には、鉄蓋等を取り付けること。この場合、設置場所が車両の通行に供される場所にあつては、車両通行に耐える強度のものとすること。
- (2) 水源
 - ア 水源の原水

水源の原水は、第 2 屋内消火栓設備：3・(1)を準用すること。
 - イ 水源水量

水源水量は、政令第 27 条第 3 項の規定に定める必要な水量以上とするほか、原則として、他の消火設備の水源とは使用方法が異なることから併用をしないこと。◆
 - ウ 有効水源水量の確保

吸管投入孔の直下には、集水ピット（釜場）を設けること。この場合、集水ピットの大きさは原則として、縦 50 c m 以上・横 100 c m 以上・深さ 30 c m 以上とすること。◆
 - エ 水源水槽の構造

水源水槽の構造は、第 2 屋内消火栓設備：3・(8)を準用すること。

2 地盤面下 4.5m 以内の部分に設ける消防用水で採水口を設けるもの ◆

- (1) 採水口
 - ア 採水口は、「消防用ホースに使用する差込式又はねじ式の結合金具及び消防用吸管に使用するねじ式の結合金具の技術上の規格を定める省令（平成 25 年総務省令第 23 号。以下第 18 において「結合金具の規格省令」という。）」に規定される呼称 75 のめねじに適合する単口（保護キャップ付）とし、設置個数は第 18－1 表によること。

第 18－1 表

所 要 水 量	40 m ³ 未満	40～120 m ³ 未満	120 m ³ 以上
採 水 口 の 数	1 個	2 個	3 個

- イ 採水口は、地盤面からの高さが概ね 1.3m の位置となるように設けること。ただし、積雪による支障を生じない措置を講じた場合は 0.5m 以上の部分に設置することができる。
- ウ 採水口は、認定品を設けること。

(2) 配管

配管は、省令第 12 条第 1 項第 6 号ニ、ホ、ト、及びチ並びに第 2 屋内消火栓設備の基準によるほか、次によること。

- ア 採水口に接続する配管は、呼び径 100A 以上とすること。
- イ 毎分 1 m³以上の取水量で管の末端から吸管結合金具までの落差と、摩擦損失水頭の換算値合計が 6.6m 以内とすること。

ウ ごみ等の流入するおそれのある場合は、吸込み口にろ過装置を設けること。

(3) 通気管

口径は、採水時に十分な通気量を確保できるようにすること。

(4) 水源

水源は、前 1・(2)を準用すること。

3 地盤面下 4. 5mを超える部分に設ける消防用水

次により、ポンプを用いる加圧送水装置（以下第 18 において「ポンプ」という。）及び採水口を設けた場合は、政令第 27 条第 3 項第 1 号の規定にかかわらず、政令第 32 条の規定を適用し、地盤面下 4. 5mを超える部分に設ける消防用水を有効水量とすることができる。

(1) 採水口

ア 採水口は、結合金具の規格省令に規定される呼称 65 の差し口に適合する単口（保護キャップ付）とすること。

イ 前 2・(1)・イ及びウを準用すること。

ウ 採水口の直近には止水弁を設け、当該位置で止水弁の操作が容易にできるものとする。

(2) ポンプの吐出量及び採水口の個数

ポンプの吐出量及び採水口の個数は、第 18－2 表によること。

第 18－2 表

所 要 水 量	40 m ³ 未満	40～120 m ³ 未満	120 m ³ 以上
ポンプの吐出量	1, 100ℓ/min	2, 200ℓ/min	3, 300ℓ/min
採 水 口 の 数	1 個	2 個	3 個

(3) ポンプ

ア ポンプの設置場所

第 2 屋内消火栓設備：4・(1)・アを準用すること。

イ 機器

第 2 屋内消火栓設備：4・(1)・イを準用すること。

ウ 設置方法

(ア) ポンプは専用とし、他のポンプと併用又は兼用しないこと。

(イ) ポンプの全揚程は、前(2)に定める吐出量時において、採水口までの実高及び配管摩擦損失水頭に 15mを加えた数値以上とすること。

(4) 水源

水源は、1・(2)（ウを除く。）を準用するほか、有効水源水量の確保については、第 2 屋内消火栓設備：3・(6)によること。

(5) 配管

第 2 屋内消火栓設備の基準によるほか、加圧送水装置から採水口までの配管の口径は採水口の数 2 個以下の場合にあつては 100A 以上、3 個の場合にあつては 125A 以上とすること。

(6) 起動装置等

ア 採水口の位置には、ポンプの遠隔起動装置を設けること。ただし、防災センター等からポンプを起動できる場合において、防災センター等と相互に通話できる連絡装置を設ける場合は、遠隔起動装置を設けないことができること。

イ 遠隔起動装置又は連絡装置の直近には、省令第 12 条第 1 項第 3 号ロの規定に準じた赤色の灯火を設けること。

ウ 採水口の直近には、ポンプの始動を明示する赤色の起動表示灯を設けること。ただし、前イにより設けた赤色の灯火を点滅させることにより、ポンプの始動を表示できる場合は表示灯を設けないことができること。

- (7) 非常電源及び配線等は、第 24 非常電源の基準を準用するほか、非常電源の容量は、ポンプを有効に 60 分以上作動できる容量とすること。

4 地盤面より高い部分に設ける消防用水 ◆

地盤面より高い部分に設ける消防用水は、次によること。

- (1) 採水口の直近には、止水弁を設け、当該位置で止水弁の操作が容易にできるものとする。
- (2) 前 3 (1), (2) (採水口の設置個数), (4), (5)を準用すること。

5 消防用水の標識 ◆

- (1) 条則第 10 条第 3 項に定める標識を設置すること。ただし、省令第 34 条の 2 に定める標識を準用できるものとする。
- (2) 吸管投入孔には「吸管投入孔」、採水口には「採水口」と表示すること。